

# 日本健康科学学会誌投稿規定

制定：昭和60年 7月22日	一部改定：平成 5年11月25日	一部改定：平成31年 1月24日
	一部改定：平成11年 7月25日	
	一部改定：平成13年 3月 2日	
	一部改定：平成14年 3月 7日	
	一部改定：平成15年 4月14日	
	一部改定：平成16年12月 3日	
	一部改定：平成17年11月24日	
	一部改定：平成18年10月28日	
	一部改定：平成19年 7月20日	
	一部改定：平成19年11月11日	
	一部改定：平成20年 7月31日	
	一部改定：平成21年 7月 1日	
	一部改定：平成21年10月31日	
	一部改定：平成22年10月18日	
	一部改定：平成22年12月15日	
	一部改定：平成23年 7月21日	
	一部改定：平成24年 4月 1日	
	一部改定：平成25年 4月 1日	
	一部改定：平成25年11月 1日	
	一部改定：平成26年 4月10日	
	一部改定：平成27年 2月26日	

## I. 投稿資格

投稿原稿の著者は原則として全員が日本健康科学学会の会員（正会員・法人会員）であること。但し、依頼原稿の場合はこの限りではない。

## II. 投稿種目

1. 原著、総説、報告、速報、資料、レターとし、原則として他誌に未発表であり、健康科学の進歩に寄与するものに限る。  
（原著）独創的、理論的または実証的な研究成果を内容とし、目的、方法、結果、考察について明確にまとめられたもの  
（総説）ある主題に関して、研究論文、調査論文を総括し、解説したもの  
（報告）研究、調査あるいは業務上の成果で、記録にとどめる価値のあるもの  
（速報）原著に準ずる内容で、より早い公表を希望するもの  
（資料）参考となる確実な資料  
（レター）学会誌掲載論文について、会員からの意見をまとめたもの
2. 同時期に、同じ著者（共著者を含む）か

ら関連した内容の2つの原稿の投稿を認めない。例えば、「第一報」「第二報」として投稿する場合は、「第一報」の掲載が決まった後に、「第二報」を投稿すること。

## 3. 倫理規定

ヒトを対象にした論文は、世界医師会総会において承認されたヘルシンキ宣言（1964年承認、2000年修正）の精神に則って行われた研究であることを明記しなければならない。また、動物を用いた研究についても「実験動物の飼育及び保育等に関する基準」（昭和55年3月総理府告示第6号）等を遵守して行われた研究であることを明記しなくてはならない。

個人情報保護法や関連の指針に準拠するものとする。倫理審査委員会の承認を得たものについては、その旨を記載する。その際、審議した倫理委員会名、承認年月日などを明記する。

投稿論文において、特定される施設の資料を使用する際は、収集分析した資料の使用について、当該施設の責任者の了解を得ていなければならない。法規に従い固有の名称や個人情報は匿名化するものとする。

共同執筆者（共同研究者）の了承および確認を得ていなければならない。

### III. 原稿の様式

1. 投稿論文は、和文または英文とする。原則として文章は Word、表は Word 又は Excel を使用する。図は TIFF 又は JPEG の保存形式を用いる、文章は A4 判用紙を縦置きとし、横書きで作成する。12ポイントで作成し、1 ページあたり和文では 30 字×30 行、英文ではダブルスペース（25 行）とする。原稿下部中央に、タイトルページを 1 ページとして、通してページ数を記載する。
2. 「表紙」（タイトルページ）には、投稿種目、表題、著者名、所属機関名（学会事務局に届けている 1 か所に限る。研究室名、教室名まで記載する）、所在地、キーワード（5 つ以内）のすべてを和文と英文で記載する。また原稿枚数（要旨・抄録、文献を含む。400 字詰原稿用紙に換算して何枚か）、図・表および写真の枚数、投稿論文責任者の氏名、連絡先、学会誌編集委員会への連絡事項を記載する。表題中には略語、商品名を用いない。
3. 原著、総説、報告には 400 字以内の和文要旨および 200 words 以内の英文抄録をつける。英文抄録には、表題、著者名、所属、キーワード（5 つ以内）を必ずつける。速報、資料、レターには和文要旨、英文抄録は必要としないが、表題、著者名、所属の英文を添えること。
4. 外国人名は原語を用いる。
5. 論文申しあげばくりかえず語は略語を用いて差し支えないが、初出のときは省略してはならない。
6. 原著論文の構成は、（はじめに、緒言）、「目的」「方法」「結果」「考察」「結論」などに分け記載する。その他の論文についても原著論文に準拠した構成にするのが望ましい。
7. 章、節、項などをもうける場合は、以下の符号を使用する。

I. II. III.

1. 2. 3. A. B. C.

1) 2) 3) a) b) c)

(1) (2) (3)

8. 図表は原稿のまま印刷するので、挿入希望箇所を本文中に明記すること。1 ページに 1 図表とし、本文のあとにつける。全てのページにページ番号を通してつける。図表の説明は別紙に記載し、本文の後ろにつける。写真は 350dpi 以上の解像度、グラフなどの線画原稿は 800dpi 以上の解像度で作成したデータとする。
9. 文献は引用順とし、末尾文献表の番号を片括弧をつけて右上肩に記す。雑誌の場合は、全著者名：表題、雑誌名、年号；巻数：頁 - 頁。の順に記す。著者は 3 名までを記載し、4 名以降は他、et al. とすること。

(例)

- 1) 岡田実紀，平光正典，松永亮：レモン果汁飲料の過剰摂取における安全性. *Health Sciences* 2007；23：210-218.  
単行本の場合は、編・著者名：書籍名、所在地、発行所、発行年：頁。の順に記す。編・著者は 3 名までを記載し、4 名以降は他、et al. とすること。

(例)

- 2) 信川益明監修：新よくわかるサプリメント - 医者と患者のための完全マニュアル 第 4 版 -。東京，三宝社，2006：20-31.
10. 著者全員について、利益相反のある金銭上または私的な関係を明らかにしなければならない。詳細については「日本健康科学学会利益相反（COI）に関する指針ならびに細則」を参照のこと。
  - 1) 自己申告すべき内容がない場合は、論文の末尾に、「利益相反自己申告：申告すべきものなし」と記載する。
  - 2) 自己申告すべき内容がある場合は、論文の末尾に以下の記載例の如く記載すること。

(記載例)

著者 A は X 株式会社から報酬を受けている。  
著者 B は X 株式会社から資金提供を受けて

いる。

11. 原稿の枚数は次の通りとする。

※図表、写真は、1枚を原稿用紙1枚（400字）分とする。

（原著，総説）400字詰原稿用紙30枚以内（図表・写真，要旨・抄録，文献を含む）とする。英文の場合3000 words。

（報告）400字詰原稿用紙20枚以内（図表・写真，要旨・抄録，文献を含む）とする。英文の場合2000 words。

（速報）400字詰原稿用紙15枚以内（図表・写真，要旨・抄録，文献を含む）とする。英文の場合1500 words。

（資料）400字詰原稿用紙7枚以内（図表・写真，要旨・抄録，文献を含む）とする。英文の場合700 words。

（レター）400字詰原稿用紙3枚以内（図表，文献を含む）とする。300 words。

12. 初回に際しては、1の形式で作成した原稿をパスワードをつけたPDFファイルに変換し、提出先宛に電子メールで送信し、別メールにてパスワードを送信する。受理した原稿は返却しない。

#### IV. 原稿の提出先

日本健康科学学会 学会誌編集委員会  
電子メールアドレス：health-sci@daishinsha.jp

タイトルに「Health Sciences」投稿原稿と入力し送信する。

初回投稿時には「論文投稿書」と「投稿論文チェックリスト」を必ず添付すること。

#### V. 投稿料

会員の投稿料は無償とする。

但し、特別査読掲載制度についてはこの限りではない。

連絡通信事務費が発生した場合は、その実費を追加請求することがある。

#### VI. 専門査読料

学会誌編集委員会が投稿原稿の内容により、専門査読を必要と認めた場合は、専門

査読料を投稿原稿の著者に通知するので、専門査読料を納入すること。納入先（振込先）は別途事務局より通知する。専門査読料の入金が確認された時点で、その論文は審査を再開する。専門査読料は、査読状況により追加請求することがある。

#### VII. 審査

1. 投稿原稿の採否は学会誌編集委員会が決定する。

2. 一度提出された原稿には学会誌編集委員会の承諾なしに変更を加えてはならない。

3. 学会誌編集委員会は投稿原稿について修正を求めることがある。修正を求められた原稿は、できるだけ速やかに再投稿すること。返送の日より3か月を越えて再投稿もしくは連絡がない場合は、取り下げたものとみなす。

4. 学会誌編集委員会で修正を求められ再投稿する場合は、査読者の各指摘事項に対応する回答を別紙（A4判）に付記して提出するとともに、本文中の修正箇所を下線を引いて明示する。なお、査読者は学会誌編集委員会によって原則として2名が指名される。

5. 二重投稿、盗用など重大な過ちが判明したときは、学会誌編集委員会および理事会の議を経て処分が決定される。

6. 「原著」「総説」「報告」「速報」「資料」の種別の希望を提示することはできるが、その決定は査読者の意見を踏まえて学会誌編集委員会が行う。

7. レターについては学会誌編集委員会において編集、短縮することがある。

#### VIII. 特別掲載制度

1. 投稿順序によらず、速やかに論文掲載（特別掲載）を希望するときは、特別査読掲載制度を利用できる。ただし、特別掲載できる論文は、特別査読により採用が決定した論文に限る。

2. 特別査読掲載制度では、論文審査を2週間以内に行い（特別査読）、採用決定後、

投稿順序によらず速やかに論文を掲載（特別掲載）する。

3. 特別査読掲載制度の詳細については、学会事務局まで問い合わせること。

## IX. 著作権の帰属

本誌に掲載された著作物の複製権, 上権, 公衆放送権, 翻訳・翻案権, 二次的著作物利用権, 譲渡権は, 日本健康科学学会に譲渡されたものとし, これらの諸権利の第三者への許諾は, 日本健康科学学会が行うものとする。掲載決定時には、「著作権譲渡書」を提出すること。掲載決定後, 著作物の引用（ホームページ・製品パッケージ・パンフレット・チラシ等への使用含む）を希望する場合は, 事前に本学会に「著作権使用許諾願い」の申し出を行い, 引用に関する許諾を得なければならない。

但し, 当該論文が博士論文の場合, 平成25年4月1日より「学位規則の一部を改正する省令（平成25年文部科学省令第5号）」が施行されたことに伴い, 日本健康科学学会ホームページ上に全文を公開するか, もしくは, 日本健康科学学会の許諾を得た上で, 所属大学において公開するものとする。所属大学においての公開に関しては, 「博士論文著作権使用許諾願い」の申し出を行わなければならない。

## X. 印刷の形式と著者校正

印刷の形式は学会誌編集委員会に一任するものとする。初校は著者校正とし, 原則として1回（本文字句と図表の確認のみであり, 改変, 組替は行わない）とする。著者校正においては, 明らかな誤り以外の字句の訂正は認めない。返送期日を厳守すること。

別刷（有料）を必要とする場合は, 著者校正時に予約すること。

掲載原稿および電子データは, 原則として返却しない。

## XI. 掲載料

掲載料は下記の範囲内は刷り上り1頁に付10,000円（レターは無料）, これを超える分については1頁に付15,000円とする。但し, 特殊な図版, 写真掲載が必要な場合は掲載後に差額を請求することがある。別刷は有料\*1とする。

（掲載頁）原著, 総説：6頁以内  
報告, 速報：4頁以内  
資料：2頁以内  
レター：1頁以内

（別刷）有料

別刷はPDFデータの場合1ファイル単位, 印刷の場合50部単位とし, 著者校正時に予約すること。また, カラー印刷等, 特殊な印刷料金は別途徴収する。

\* 1

PDF：1ファイル3,000円

基本料金：3,000円 + 1冊につき300円

投稿料, 専門査読料, 掲載料, 特別査読料, 特別掲載料, 掲載証明手数料等は, 変更することがある。